

評価機関 各位

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会  
会 長 篠 原 正 治

新型コロナウイルス感染症に関する令和 2 年度訪問調査の実施について（通知）

去る 7 月 1 3 日に開催した評価機関連絡会の説明に加え、新型コロナウイルス感染症に関する令和 2 年度訪問調査の実施について、推進機構運営委員会で、次のとおり整理しましたので、各評価機関におかれましては、訪問調査について、受審事業者と十分に協議の上、評価調査活動を進められますよう、よろしくごお願い申し上げます。

なお、受審事業者への訪問調査については、福祉サービス第三者評価推進機構認証要綱第 5 条(10)ア(ウ)の規定に基づき、実施することを前提といたしますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、令和 2 年度中に作成する第三者評価結果報告書につきましては、次のとおりといたしますので、この通知に基づき受審事業者の説明の上、制約がある中でも受審事業者が受審して良かったと思えるような評価手法の調整を図っていただきますよう、重ねてごお願い申し上げます。

< 認証要綱第 5 条(10)ア >

(10) 評価機関は、原則として次に掲げる評価調査を実施すること。

ア 事業者調査

(ア) 状況調査

事業所の運営状況を示す文書による調査

(イ) 自己評価調査

評価機関が定めた評価項目による、事業所自らが実施する調査

(ウ) 訪問調査

評価機関が定めた評価項目による、複数の評価調査者が事業所を訪問し、実施する調査

※要綱改正予定

1. 訪問調査実施の際の留意点

< 訪問前 >

- (1) 次に当てはまる評価調査者については訪問を控える。
  - ① 感染が拡大している国・地域等への渡航歴（1 か月以内）がある方
  - ② 訪問当日までの 2 週間以内に発熱や咳などの体調不良が生じた方
  - ③ 感染した場合に重症化するリスクが高いと不安を覚える方
- (2) 受審事業者の意向確認や、調査手法等の調整を十分に行う。
- (3) 訪問する評価調査者等の人員は、調査手法を遵守しつつ、必要最低限とする。
- (4) 受審事業者については、必要最小限の人員をお願いする。

< 訪問当日 >

訪問当日は受審事業者の指示に従って行動してください。

- (1) 評価調査者の検温等体調を確認する。不安を感じる評価調査者は訪問を控える。
- (2) 職員や利用者との距離を 2m（最低 1m）以上空ける。

- (3) 使用する部屋は、可能な限り窓を開け換気する。
- (4) 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- (5) 評価調査者等は常にマスクを着用する。
- (6) 消毒備品等を持参し、こまめに手洗いや手指消毒を行う。
- (7) 利用者と同じ部屋で食事をとることは行わない。
- (8) 体調に異変、不安を感じる評価調査者は途中退出する。
- (9) 万が一の場合に備えて、誰が誰とどこで会ったかを記録しておく。

2. 訪問調査の実施が評価機関と受審事業者の双方で難しいと判断した場合  
以下のことを遵守してください。

(1) 訪問調査に代わる手法の合意と書面の取り交わし

- ① 訪問調査に代わる手法は評価機関独自とし、受審事業者の理解を求めながら、双方で合意した手法で評価調査活動を実施してください。
- ② 評価手法を明示した契約書または書面を取り交わし、契約書と一緒に双方で一部ずつ保管してください。
- ③ 評価結果報告書を提出する際は、受審事業者と取り交わした契約書または書面も一緒に提出してください。その際、訪問調査に代わる手法で実施した内容と評価結果の内容に齟齬がないように注意してください。

(2) 評価結果報告書作成の留意点

基本は、別添「福祉サービス第三者評価に関する課題（留意点）」に基づき作成してください。本通知を基に受審事業者へ説明していただいても構いません。

① <別紙1> 第三者評価結果報告書

「⑥総評」の最下段に受審事業者や利用者のヒアリング、場面観察等含め、実際の評価手法を具体的に記載してください。

② <別紙2> 共通評価・内容評価

訪問調査に代わる手法で調査を行う場合でも、自己評価や利用者調査を含む全過程を通じて得られた事実に基づきコメントを記載し、判断基準（a・b・c）を付してください。

評価機関として訪問調査に代わる手法で事実に基づくコメントの記載ができない評価項目については「訪問調査を実施していないため事実の確認ができない」と記載し、「c」を付してください。

※第三者評価基準ガイドラインに示す「評価基準の考え方と評価の留意点」を踏まえた上で「評価の着眼点」を確認し、判断基準（a・b・c）を付してください。

(3) 令和2年度評価結果報告書の提出期限

令和3年4月30日までとします。（例年通り）

事務担当は、福祉サービス推進部  
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構  
TEL045-290-7432 FAX045-320-4077  
E-mail daisansya@knsyk.jp